



平成18年度

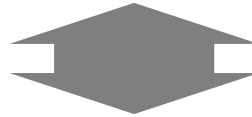
幼稚園就園奨励費の手続きを

市では、満3歳児および3～5歳児を幼稚園に通園させていて、保育料などの経済的負担が大きい家庭を対象に、幼児教育推進のため、世帯の市民税額に応じて保育料の減免措置を行います。

区分（従来条件）	補助限度額（年額）		
	1人就園の場合 および同一世帯 から2人以上就 園している場合 の園児 （第1子）	同一世帯から2 人以上就園して いる場合の園児 （第2子）	同一世帯から3 人以上就園して いる場合の左以 外の園児 （第3子以降）
生活保護を受けている世帯	140,500円	185,000円	257,000円
市民税が非課税となる世帯			
市民税の所得割が非課税と なる世帯	106,500円	161,000円	250,000円
市民税の所得割課税額が 18,600円以下の世帯	80,900円	143,000円	243,000円
市民税の所得割課税額が 135,000円以下の世帯	56,900円	126,000円	238,000円

【対象となる家庭】
市内に在住し、市内および市外の私立幼稚園（学校教育法に基づいて設置された幼稚園）に満3歳児および3～5歳児を通園させている平成18年度の市民税が左表の区分に該当する世帯です。（市民税額は世帯の合計額が審査の対

象です。）
今年度は、第1子の扱いが変更となりました。「従来条件（左表）」と「新条件（下表）」の両方に該当する園児を通園させている場合は、2つの条件を比較し、選ぶことができます。（同じ世帯で条件を組み合わせることはできません。）
（ご注意ください。）



【手続き方法】
申請書は、通園している幼稚園から保護者に配布しますので、必要事項を記入のうえ、各幼稚園の提出期限までに提出してください。
なお、市民税（所得税の確定申告）の申告がまだ済んでいない世帯は審査が受けられませんので、お早めに申告を済ませてください。



区分（新条件）	補助限度額（年額）	
	小学校1年生の 兄・姉がいる園 児 （第2子）	小学校1年生の 兄・姉がいて2 人以上就園して いる園児 （第3子以降）
生活保護を受けている世帯	156,000円	170,000円
市民税が非課税となる世帯		
市民税の所得割が非課税と なる世帯	125,000円	143,000円
市民税の所得割課税額が 18,600円以下の世帯	102,000円	122,000円
市民税の所得割課税額が 135,000円以下の世帯	80,000円	103,000円

負担限度額認定申請をお忘れなく

介護保険で施設サービスや短期入所（ショートステイ）を利用し、世帯非課税に該当する人（本人が非課税でも同一世帯に課税者がいると非該当）は、負担限度額認定を受けると部屋代や食費の負担が軽減されます。

この軽減を受けるためには申請が必要となります。該当する人は忘れずに手続きを行ってください。

現在軽減を受けている人も6月30日で資格が切れますので、継続の手続きを行わないと、軽減が受けられなくなります。お気をつけください。

受付 7月3日～21日

土日・祝日を除く

午前8時30分～午後5時15分

*お問い合わせは下記へ

介護いきがい課

1719

総合支所健康福祉課

廻1331（内線312）

平成18年度から

国民健康保険の税率が改正に

納付にご理解とご協力を

7月上旬ごろに、「納税通知書」（納期は7月から翌年2月までの8期）を送付します。

納付につきまして、ご理解とご協力をお願いします。なお、納付でお困りの人は、納付方法などについての相談を随時行っていますのでご利用ください。

*お問い合わせは左記へ

【給付について】

【賦課について】

【納付について】

保険課	1	1	1
課税課	1	1	2
収納課	1	1	2
	0	0	0

新本庄市の誕生にあたり、旧市町の保険税率が、下表のように違いがあったため、合併協議会の調整方針に基づき改正を行いました。

平成18年度の国民健康保険の税率

区分		旧本庄市	旧児玉町	改正後
均等割	医療分	12,000円	13,000円	13,000円
	介護分	5,400円	5,600円	6,000円
平等割	医療分	15,000円	16,000円	16,000円
	介護分			
所得割	医療分	8.0%	6.0%	7.8%
	介護分	1.1%	1.2%	1.2%
資産割	医療分	40.0%	45.0%	40.0%
	介護分			
賦課限度額	医療分	520,000円	530,000円	530,000円
	介護分	70,000円	80,000円	80,000円

電気自動車が市内を走ります

早稲田大学との連携により、財団法人日本自動車研究所から市に無償譲渡された電気自動車が、市役所本庁と児玉総合支所に1台ずつ配置されました。

この車は、2つの庁舎やそのほかの市内施設への連絡などに使用されます。



バッテリーの充電中



「本庄市ファミリー・

サポートセンター事業

「援助会員養成講座」を開催

自身の子育て体験をいかし、地域ぐるみの子育て支援活動をしてみませんか。

この講座では、援助会員としての具体的な実践活動の基礎を学びます。

講座を受講した人は、「ファミリー・サポート・センター」の援助会員として登録すること

ができます。

日時 6月19日～21日 午前9時30分～正午

会場 市民プラザ

定員 30人（先着順）

申込 6月8日 から電話または直接左記へ

本庄市社会福祉協議会

2755